

秋田県公報

目 次

規 則

○衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則(五〇・健康推進課)……………1

○秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則(五一・産業経済政策課)……………1

規 則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年九月三十日

秋田県規則第五十号

秋田県知事 寺 田 典 城

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
別表第十五号中(五)とし、(一)から(十)までを二つずつ繰り下げ、同号に(一)及び(二)として次のように加える。

- (一) 第十四条の六第二項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の届出を受理すること。
- (二) 第十四条の八第一項の規定による温泉の採取の事業の廃止の届出を受理すること。

別表第十五号の二を次のように改める。

- 十五の二 秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例(平成二十年秋田県条例第四十四号)に関する事項
- (一) 第二条の規定による温泉のゆう出路のしゅんせつの届出を受理すること。

- (二) 第三条の規定による温泉の利用の許可を受けた者の氏名の変更等の届出を受理すること。

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

2 この規則による改正後の衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(以下「新規則」という。)別表第十五号の二(一)の規定は、秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例(平成二十年秋田県条例第四十四号)附則第二項において準用する同条例第二条の規定による届出について準用する。この場合において、新規則別表第十五号の二(一)中「第二条」とあるのは、「附則第二項において準用する第二条」と読み替えるものとする。

秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年九月三十日

秋田県規則第五十一号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則(平成十一年秋田県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第五号を次のように改める。
- 五 株式会社日本政策金融公庫
- 第四条第八号を次のように改める。
- 八 株式会社日本政策投資銀行
- 第四条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 十 株式会社商工組合中央金庫
- 第四条中第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例第四条第一項に規定する認定事業者が、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫又は農林漁業金融公庫から受けた融資に係る資金は株式会社日本政策金融公庫から受けた融資に係る資金と、日本政策投資銀行から受けた融資に係る資金は株式会社日本政策投資銀行から受けた融資に係る資金と、商工組合中央金庫から受けた融資に係る資金は株式会社商工組合中央金庫から受けた融資に係る資金とみなす。

に係る資金と、商工組合中央金庫から受けた融資に係る資金は株式会社商工組合中央金庫から受けた融資に係る資金とみなす。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄